



★はじめに★

秋田弁護士会では、法律相談等のほか、人権擁護活動、公益活動といわれる諸活動を行っております。多くの皆様にこうした活動をお知りいただき、ぜひご参加いただけますよう、今回は、子どものための法教育活動について、ご報告させていただきます。

夏休みジュニア
ロースクール

2013年度には、夏休みのジュニアロースクールを開催しました。

これまでのジュニアロースクールは主に刑事裁判を扱ってきました。例えば、架空の刑事事件を素材として、生徒さんには、弁護士、検察官、裁判員のそれ

その立場から事件をみてもらい、自分の立場からほかの立場の意見を取り入れつつ、ひとつの結論を導くことを目的としてもらっています。

今回はこれまでとは趣向を変えて、民事の調停事件を扱いました。事案は、ある中学校の吹奏楽部の練習に対し、近隣住民が練習の差し止めを求めて民事調停を申し立てたというものです。その架空の中学校は吹奏楽部の名門校で、地区大会が近づく夏休み前から練習に熱が入り、早朝練習

土日の練習、生徒を迎えに来る保護者の自動車による騒音に悩まされた近隣住民が、練習の中止を求めて立ち上がったという内容です。生徒さんには、学校側の代理人、近隣住民側の代理人、調停委員をそれぞれ担当してもらい、弁護士が

当事者役を担当しました。学校側の登場人物として、校長先生、保護者会代表、吹奏楽部部長の3名を、近隣住民側として、校門の前に古くから居住する高齢者、育児におられる専業主婦、そして、朝が異常に早いサラリーマンの3名を準備しました。

生徒さんには依頼者からの聞き取りや説得がいかに大変か(常日頃、我々弁護士が業務で感じている部分です。)も感じてもらいたいと考え、事前に多くの情



当事者役の弁護士と生徒さん

報を提供せず、当事者役の弁護士から事実を聞き取ってもらうことからはじめ

した。当事者役の弁護士の演技も見事で、生徒さんも癖のある依頼者に困惑していたようでした。調停委員役の生徒さんも初めのうちこそ戸惑っていましたが回を重ねるにつれ、自分達の意味で紛争解決を目指そうとする姿勢が見られ、3回目の調停で調停が成立し、以下の調停条項が完成しました。

調停条項

①夏休み期間中の練習時間は午前7時半から正午、午後は4時から9時までとする。

②夏休み期間中、午前10時から正午までの時間以外は窓を閉め、音楽室で練習をする。

③夏休み期間中、特別の事情がない限り、自動車での送り迎えはしない。

④夏休み終了後、土日は練習しない。

⑤来年以降の夏休み期間、土日も練習するかどうかは引き続き話し合う。

⑥防音措置については教育委員会にお願いする。調停とは話し合いによる紛争解決手段ですが、解決のためには当事者双方がお互いに譲り合う(これを「互譲」といいます。)が必要不可欠であり、互譲なくして調停が成立することはありません。この点、生徒さんも見事にお互いが納得できる条項を完成させることができました。

う段階を繰り返すことで、生徒も事案の解決の難しさや複雑さを実感できたのではないかと。刑事模擬裁判よりも生徒が身近に起こる事案を解決することが法教育に適するのではないか。」という感想をいただきました。



生徒さんの感想

企画当初は刑事裁判と違ってシナリオもなく、当事者役の弁護士と生徒さんのやりとりによるところが大きく、企画する側としては不安もありましたが、生徒さんの積極的な姿勢と当事者役の弁護士に助けられ、心配は杞憂に終わりました。当日は、法教育を研究しておられる福井大学の橋本康弘助教授が参観されましたが、橋本先生も、「当事者役の弁護士と繰り返し議論をし、その議論を持ち寄って話し合いを行うという」

○難しかったけれど達成感がありました。

○自分達で考えてまとめたことが楽しかった。

○思ったより大変でヘトヘトになった。

○弁護士の仕事があんなも

